

【重要】自然災害発生時等における対応の基本方針

本校では、大田区教育委員会が自然災害（大規模地震、台風等）時における大田区立学校の初期対応を示した「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン（令和2年6月追記）」に基づき、下記のとおり本校としての対応の基本方針をまとめました。いずれの場合もできるかぎり学校緊急連絡システムのメール配信を実施する予定ですが、事情によっては配信ができない場合・届かない場合もあります。各家庭において、テレビ、ラジオ、インターネット等から適切に情報収集をしていただき、メール配信の有無にかかわらず、下記のとおり対応することを基本としてご理解ください。

何よりも児童の安全が最優先です。状況によっては下記の内容にとらわれず、各家庭の判断で適切にご対応いただいでけこうです。

1 大規模地震編

	災害等の状況	本校の対応方針	各家庭の対応
登校前	○大規模地震の警戒宣言が発令 または 震度5弱以上の地震が発生した場合	○原則として、臨時休業。 <u>メール配信の実施。</u> ○学校再開の場合も、メール配信等で対応について連絡。	○登校はせず、家庭に待機する。 ○登校中の場合、児童は身の安全を確保した上で原則として学校へ避難。帰宅避難した場合は、学校に連絡の上、各家庭に待機。
在校時	○大規模地震の警戒宣言が発令 または 震度5弱以上の地震が発生した場合	○ <u>メール配信の実施。</u> 児童は学校に留め置き、保護者等、所定の引き取り人への引き渡しを実施。 ○引き渡しができるまで、児童は学校で保護。	○保護者等、所定の引き取り人が安全を確保しながら学校に来校し、児童を引き取る。

2 台風・水害編

	災害等の状況	本校の対応方針	各家庭の対応
登校前	○午前0時までに、蒲田・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合	○左記のとおり計画運休の発表があれば臨時休業。当日、途中で計画運休が解除となっても臨時休業は変更しない。 <u>メール配信の実施。</u> ○計画運休が左記の条件に該当しない場合は、原則として授業日。	○左記のとおり計画運休が発表された場合は、登校せずに各家庭で対応する。 ○計画運休が左記の条件に該当しない場合は、原則として児童は登校。
	○大田区へ暴風警報または特別警報が発令された場合	○午前7時の時点でも警報が発令中であれば、原則として臨時休業。 <u>メール配信の実施。</u> ○午前7時までに警報が解除であれば、原則として授業実施。	○臨時休業の場合には登校せず、各家庭で対応する。 ○午前7時までに警報が解除になれば、児童は身の安全に十分注意して登校（可能であれば、保護者が付き添う）。
在校時	○下校時に大田区へ暴風警報または特別警報が発令された場合	○児童を学校に留め置く。 <u>メール配信の実施。</u> ○警報解除後に方面別下校（教職員の見守りの下での下校）を実施。 ○ただし、警報解除が午後6時以降となった場合は、保護者等引き取り人への引き渡しを実施。引き渡しができるまで、児童は学校で保護。	○警報の解除が午後6時以降になった場合は、保護者等、所定の引き取り人が安全を確保しながら学校に来校し、児童を引き取る。

ただし、台風等による自然災害の状況に応じて上記以外の対応が必要な場合は、大田区教育委員会事務局から別途指示が出される場合があります。

【裏面あり】

3 その他（落雷の恐れ、学校近隣での事件・事故情報や不審者情報等）

その他、学校や地域ごとに個別に発生する災害や事故等の件についても、児童の安全を考慮し、必要に応じて上記の自然災害発生時に準じた対応をとる場合があります。

登校に際しては、各家庭での適切な判断と対応をお願いいたします。一時、登校を控えるような場合は、学校に電話等でご連絡ください。連絡をいただければ、欠席や遅刻としません。

下校については、児童を一時留め置いたり教職員の見守りの下での下校を行ったりするような場合は、各家庭へのメール配信を実施します。

【 連絡先 】

大田区立馬込小学校

Tel 3773-3965